年金・給付金等を「もれなく・スムーズに」お受け取りいただくために

年金・給付金等の代理請求

■寝たきりや認知症等で意思表示ができない、またはガンの病名告知がされていないなどの特別な事情で、ご請求者さまが年金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができないときに、あらかじめ指定された代理人がご請求者さまに代わって請求できる制度があります（指定代理請求制度）。
■被保険者さまの配偶者・直系血族、3親等以内の親族などが代理人になることができます。
詳しいお手続きは三井住友海上あいおい生命の社員・代理店またはお客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

認知症で意思能力が低下し、意思表示ができない場合

病気やケガで寝たきり状態となり、意思表示ができない場合

「ガン」等の病名を医師から告知されておらず、ご家族のみが病名を知っている場合

■生命保険募集人について
三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について
- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

Web約款 ご契約のしおり・約款

「保険でできるエコ」はじめませんか。

三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。
「Web約款」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。

選ぶ

紙が減る

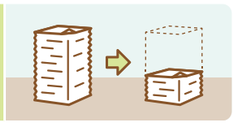

地球を守る

本冊子の記載内容は、2024年9月現在の法令等によるものです。今後、法令等の変更に伴い取扱いが変更となる場合があります。
生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

［引受保険会社］
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2
お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386（無料）
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）
https://www.msa-life.co.jp

［募集代理店］

【MS】H7047-1 20,000 2024.04.01（改・一）L30 2024-G-0546（2025.3.2）

2025.3

三井住友海上あいおい生命
MS&AD INSURANCE GROUP

選べる保障で安心を あなたと家族をささえる介護保険

人生の「もしも」を「安堵（あんど）」にかえる。
&LIFE アンドライフ

介護保険Cセレクト（ケア）

介護・認知症選択型保障保険（無解約返戻金型）無配当

契約年齢範囲	15歳～85歳注
保険期間	終身（更新なし）

注 認知症診断一時金型の場合は、20歳～85歳

サルデーニャ島（イタリア）

⚠ この商品は三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。

三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会」（JCV）へワクチン等の購入費用を寄付します。

人生100年時代、「介護」は他人事ではありません

データ1 ▶ 平均寿命と健康寿命には差があります

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことをいいます。健康寿命は平均寿命より、男性は約9年、女性は約12年短くなっています。

●男女別平均寿命と健康寿命（令和元年）

平均寿命 81.41歳
健康寿命 72.68歳
8.73年

平均寿命 87.45歳
健康寿命 75.38歳
12.07年

※「平均寿命と健康寿命の差」が「介護が必要な期間」ということではありません。
厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会（令和3年12月20日）」

データ2 ▶ 要介護（要支援）認定者数は増加しています

公的介護保険制度が開始された約20年前から、要介護（要支援）認定者数は約2.6倍となっています。

●要介護（要支援）認定者数（年度末現在）の推移

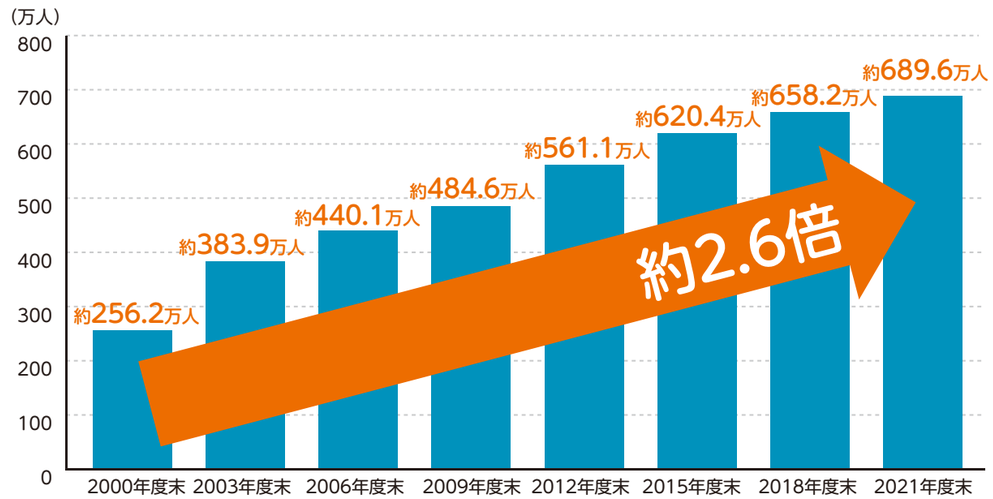

厚生労働省「令和3年度 介護保険事業状況報告（年報）」

データ3 ▶ 主な介護者は家族・親族です

主な介護者は、家族・親族となるケースが約6割を占めます。

●主な介護の担い手

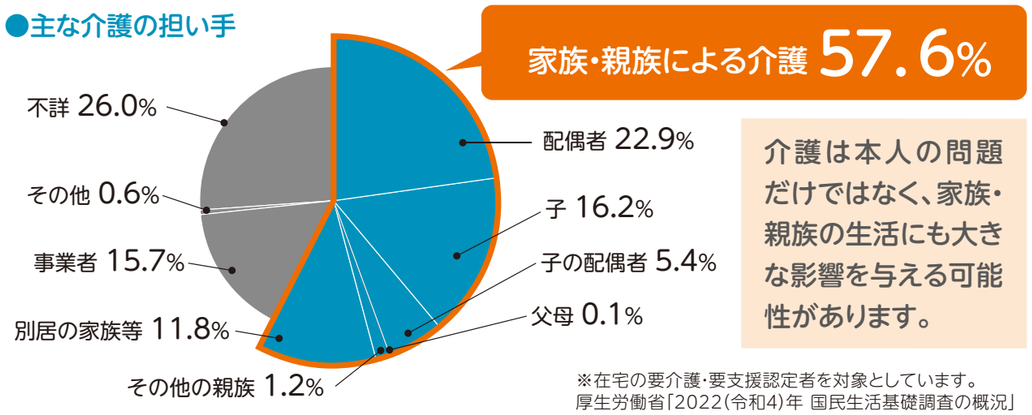

介護は本人の問題だけではなく、家族・親族の生活にも大きな影響を与える可能性があります。

※在宅の要介護・要支援認定者を対象としています。
厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」

データ4 ▶ 要介護状態の主な原因のひとつは「認知症」です

認知症は介護が必要となった原因の第1位です。

●介護が必要となった主な原因

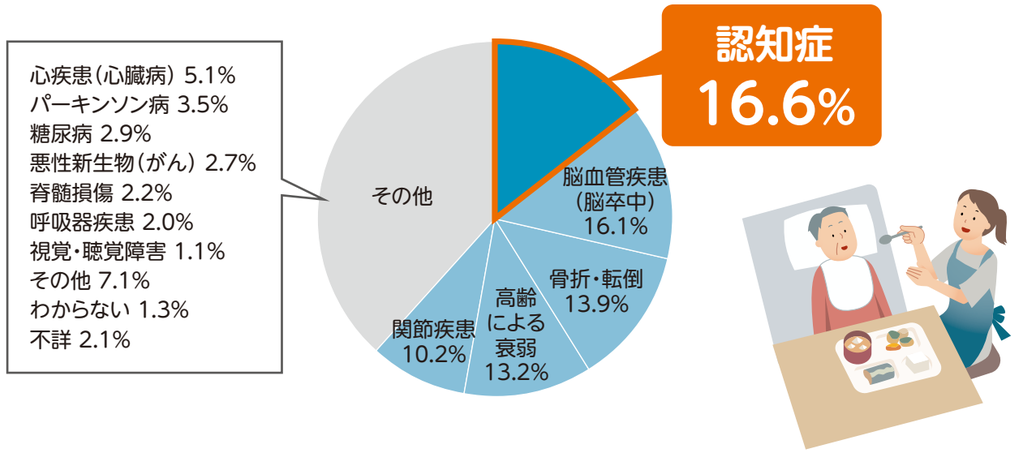

厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」

介護に関する「費用」や「期間」 はどのくらいでしょうか？

介護に関する「費用」や「期間」は ▶ P.3～4

介護に関する「費用」　や「期間」

一時的にかかるお金のデータ ▶ 生活環境を整えるための一時的な費用

介護には、環境を整えるために一時的にまとまった費用がかかる場合があります。

●介護費用（一時的な費用の合計）

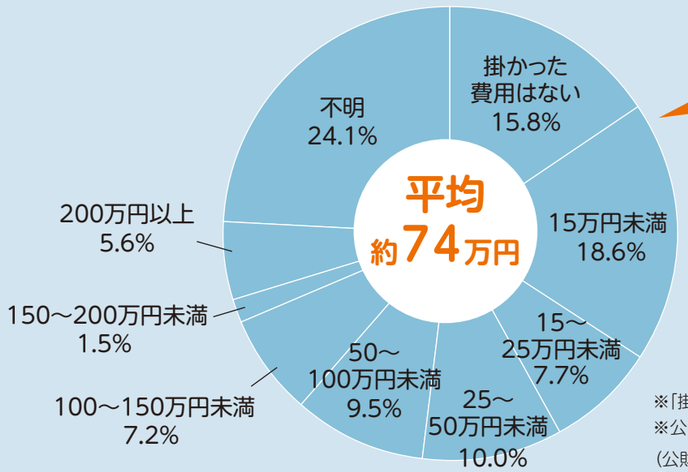

住宅改造や
介護用ベッドの購入などで
一時的な費用が
発生する場合があります

※「掛かった費用はない」を0円として平均を算出しています。
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
（公財）生命保険文化センター
「2021（令和3）年度 生命保険に関する全国実態調査」

●介護にかかる一時的な費用例（目安）

車いす

- 自走式　6～19万円
- 電動式　30～50万円

介護ベッド（特殊寝台）

15～50万円
※機能により金額は異なる

ポータブルトイレ

- 水洗式　1～4万円
- シャワー式　10～25万円

手すり

- 廊下・階段・浴室用など　1万円～

※サイズ・素材により金額は異なる
※工事費は別途

※上記は、自費で購入した場合の目安で、公的介護保険の給付対象となる場合があります。
（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとに三井住友海上あいおい生命作成

【住宅改修費、福祉用具購入費（一時費用）の給付について】
住宅改修費、福祉用具購入費は、利用者がいったん全額を支払った後、9割（または8割・7割）が公的介護保険から給付されます。住宅改修費は同一住宅につき20万円まで（給付は18万円または16万円・14万円まで）、福祉用具購入費は同一年度につき10万円まで（給付は9万円または8万円・7万円まで）が限度額となります。
※介護ベッド（特殊寝台）、車いす等は公的介護保険制度の貸与制度の対象となる場合があります。

継続的にかかるお金のデータ ▶ 介護をするために毎月支払った費用

一時的な費用だけではなく、毎月一定の費用がかかる場合があります。

●介護をするために毎月支払った費用

全体	平均 8.3万円	在宅	平均 4.8万円
		施設	平均 12.2万円

例

- 介護事業者が提供する介護サービスの利用料
- 介護用品の購入費用　など

※「支払った費用はない」を0円として平均を算出しています。
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度 生命保険に関する全国実態調査」

期間のデータ ▶ 介護期間の平均は約5年

介護を始めてからの期間（介護中の場合は経過期間）をみると、平均5年1か月（61.1か月）となっています。

●介護期間

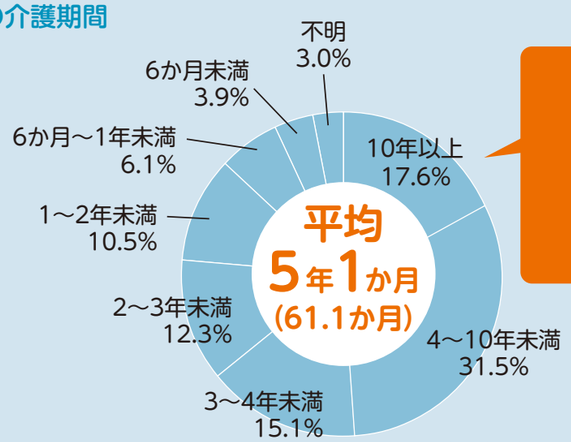

要介護状態になると、
長期間にわたって費用が
かかる場合があります

（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度 生命保険に関する全国実態調査」

もしも要介護状態になってしまった場合でも、ご自身やご　家族が安心できる備えを考えてみませんか？

保障のラインアップは ▶ P.5～6

&LIFE 介護保険Cセレクトのラインアップ

ニーズに　合わせて、保険契約の型を選択いただけます

「&LIFE 介護保険Cセレクト」は「介護・認知症選択型保障保険（無解約返戻金型）無配当」の販売名称です。

基本保障（主契約）　いずれかの保険契約の型から選択いただけます

			お受け取りイメージ
介護に一時金で備える	**介護一時金Ⅰ型**	・要介護1以上の状態と認定されたとき ・約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが診断確定されたとき	詳しくは、P7～8
	介護一時金Ⅱ型	・要介護2以上の状態と認定されたとき ・約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが診断確定されたとき	
介護に年金で備える	**介護年金Ⅰ型**	・要介護1以上の状態と認定されたとき ・約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが診断確定されたとき	詳しくは、P9～10
	介護年金Ⅱ型	・要介護2以上の状態と認定されたとき ・約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが診断確定されたとき	
認知症に一時金で備える	**認知症診断一時金型**	初めて約款所定の器質性認知症と診断確定されたとき	詳しくは、P11～12

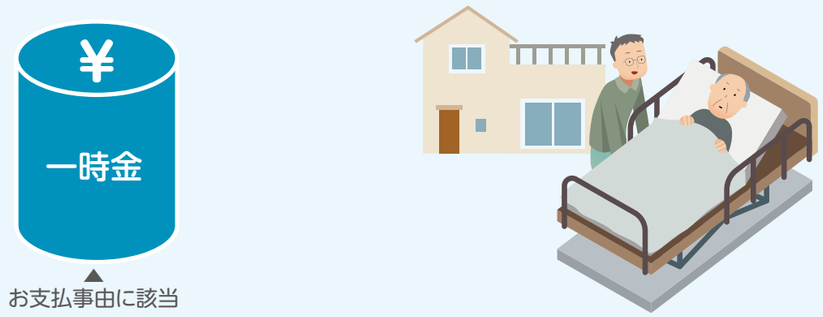

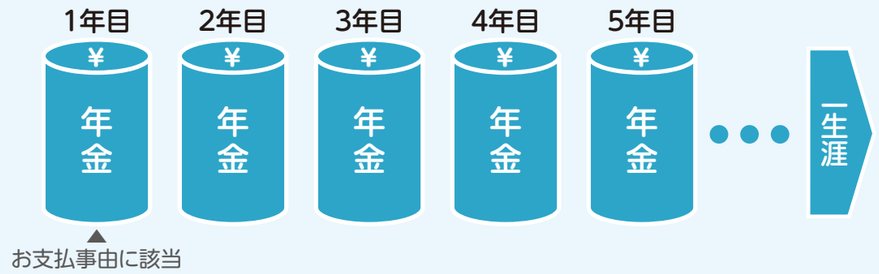

オプション（特約）　もしものときの保険料負担に備える

新保険料払込免除特約	悪性新生物（ガン）と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのままで以後の保険料のお払込みは不要になります。

詳しくは、P17

⚠
- 保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。
- 法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て年金・給付金等のお支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

要介護状態等のイメージは P.13～14

介護に一時金で備える

介護に一時金で備えたい場合、
2つの保険契約の型から選択いただけます

保障内容

介護一時金Ⅰ型

要介護１一時金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護1一時金をお受け取りいただけます。

- ●公的介護保険制度に定める**要介護1以上**の状態に該当していると認定されたとき　公的制度連動（40歳以上）
- ●満65歳未満の被保険者について、約款所定の**日常生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき　三井住友海上あいおい生命基準

介護一時金Ⅱ型

要介護２一時金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護2一時金をお受け取りいただけます。

- ●公的介護保険制度に定める**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき　公的制度連動（40歳以上）
- ●満65歳未満の被保険者について、約款所定の**生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき　三井住友海上あいおい生命基準

要介護状態等のイメージは P.13～14

⚠ 責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には、**年金・給付金等はお支払いできません。**
詳しくはP.20をご覧ください。

ご契約例

<要介護1一時金額または要介護2一時金額:300万円の場合>

一時金として **300万円**

▲
お支払事由に該当

⚠ 要介護1一時金または要介護2一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

⚠ 特にご注意ください

ご契約いただいた方であっても、**責任開始期前に発生した病気やケガ**を原因として、お支払事由に該当した場合には**年金・給付金等はお支払いできません**。

持病のある方で、告知事項に該当せず、ご契約いただいた場合も、その持病を直接の原因としてお支払事由に該当した場合は、お支払いできませんのでご注意ください。

お支払いできる場合、お支払いできない場合の詳細は P.20

解約返戻金について ※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。	保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（要介護1一時金額の5%または要介護2一時金額の5%）をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。
死亡時返戻金について	被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。 ※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。

介護に年金で備える

介護に年金で備えたい場合、
2つの保険契約の型から選択いただけます

保障内容

介護年金Ⅰ型

要介護１年金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護1年金をお受け取りいただけます。

●公的介護保険制度に定める要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき　公的制度連動（40歳以上）

●満65歳未満の被保険者について、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき　三井住友海上あいおい生命基準

介護年金Ⅱ型

要介護２年金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護2年金をお受け取りいただけます。

●公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき　公的制度連動（40歳以上）

●満65歳未満の被保険者について、約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき　三井住友海上あいおい生命基準

要介護状態等のイメージは P.13～14

⚠ 責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には、年金・給付金等はお支払いできません。
詳しくはP.20をご覧ください。

ご契約例

<要介護1年金額または要介護2年金額:60万円の場合>

年金として **60万円**

終身年金　お支払回数に限度はありません

▶第1回の要介護1年金または要介護2年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に**生存している限り**、終身にわたって第2回以後の要介護1年金または要介護2年金をお受け取りいただけます。

⚠ 第1回の要介護1年金または要介護2年金をお支払いした場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

⚠ 特にご注意ください

ご契約いただいた方であっても、責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には年金・給付金等はお支払いできません。

持病のある方で、告知事項に該当せず、ご契約いただいた場合も、その持病を直接の原因としてお支払事由に該当した場合は、**お支払いできません**のでご注意ください。

お支払いできる場合、お支払いできない場合の詳細は P.20

解約返戻金について ※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。	保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(要介護1年金額の5%または要介護2年金額の5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。
死亡時返戻金について	被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。 ※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。

認知症に一時金で備える

認知症に一時金で備えたい場合、
認知症診断一時金型を選択いただけます

保障内容

認知症診断一時金型

認知症診断一時金

病気やケガで認知症診断責任開始期以後に初めて約款所定の**器質性認知症**と医師によって診断確定されたとき、認知症診断一時金をお受け取りいただけます。

三井住友海上
あいおい生命基準

⚠ 認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）は責任開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日（181日目）からとなります。詳しくは、P.21（Q1）をご覧ください。

「器質性認知症」とは

脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した状態をいいます。

〈対象となる器質性認知症の例〉
●アルツハイマー病の認知症　●血管性認知症　●レビー小体型認知症　など

⚠ ●器質性認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によってなされる必要があります。
ただし、上記の検査を受けられない場合で、他の検査によって器質性認知症と医師により診断確定され、その根拠が合理的であると認められるときはその診断確定がお支払いの対象となることがあります。

●責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には、**年金・給付金等はお支払いできません。**
詳しくはP.20をご覧ください。

ご契約例

<認知症診断一時金額:300万円の場合>

一時金として **300万円**

▲
お支払事由に該当

⚠ 認知症診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

⚠ 特にご注意ください

ご契約いただいた方であっても、**責任開始期前に発生した病気やケガ**を原因として、お支払事由に該当した場合には**年金・給付金等はお支払いできません**。

持病のある方で、告知事項に該当せず、ご契約いただいた場合も、その持病を直接の原因としてお支払事由に該当した場合は、お支払いできませんのでご注意ください。

お支払いできる場合、お支払いできない場合の詳細は P.20

解約返戻金について ※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。	保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（認知症診断一時金額の5%）をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。
死亡時返戻金について	被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。 ※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。

公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」

⚠ ●40～64歳の方は給付原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められた場合に限ります。
●下表の状態はあくまでも目安であり、お身体の状況や生活環境などによって異なります。

公的介護保険制度については P.15～16

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①歩行	基本的に一人でできる。	普通に歩けるが、手すりや杖が必要な場合もある注。		杖や装具を利用して、短時間の歩行が可能。	サポートや装具を使用して、室内での移動をなんとか行える。	歩行が困難、車椅子を利用。	寝たきり、自力での移動はできない。
②衣服の着脱	基本的に一人でできる。	着脱はできるが、一部(背中のボタンやファスナーなど)のサポートが必要注。		一人での着脱が難しく、一定部分のサポートが必要。	ほとんどの服の着用に介護が必要。	全面的な介護が必要。	
③入浴	基本的に一人でできる。	一人で入れるが、一部見守りや器具の利用が必要なこともある注。		浴槽への出入りや身体の洗浄の支援が必要。	移乗、洗浄、乾燥に、全面的にサポートが必要。	入浴サービスなどを利用。	
④食物の摂取	基本的に一人でできる。	ほとんど一人で食べられるが、時々手助けや見守りが必要注。		摂取が難しい場合があり、何らかのサポートが必要。	食事の準備から摂取までのサポートが必要。特に固形食の摂取には注意が必要。	流動食の準備、摂取、嚥下に至るまでの全行程にサポートが必要。	自力では困難のため、経管栄養、胃瘻の検討が必要。
⑤排泄	基本的に一人でできる。	ほとんど一人で行えるが、時々手助けや見守りが必要注。		トイレへの移動や立ち上がりでサポートが必要。	自分一人ではできず、移乗や拭き取りなどでの支援が必要。	自分一人ではできず、おむつの使用や全面的な介護が必要。	全面的な介護が必要。

注 この状態のうち、介護予防サービスにより状態の維持や改善が見込まれる場合は、要支援2となる。

監修：鹿野耕太先生(鹿野クリニック院長)

約款所定の日常生活介護状態、生活介護状態について

三井住友海上あいおい生命基準（満65歳未満）

・約款所定の日常生活介護状態（介護一時金Ⅰ型　介護年金Ⅰ型）とは、
次のいずれかに該当した場合をいいます。
●「日常生活動作表」の①～⑤のうち1項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態
●器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態

・約款所定の生活介護状態（介護一時金Ⅱ型　介護年金Ⅱ型）とは、
次のいずれかに該当した場合をいいます。
●「日常生活動作表」の①～⑤のうち2項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態
●器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

日常生活動作表

項目	全部介助	一部介助
① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難。
② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難。
③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。
④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後片付け等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。
⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。

※補助具等・特別の器具等の使用や工夫をすれば、自分でできる場合は「一部介助」に該当しません。

公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは

公的介護保険制度は市区町村が運営をし、日本国内に住所を有する40歳以上の方を被保険者とした社会保険制度です。「介護が必要」と市区町村に認定されたとき、費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。

■公的介護保険制度と年齢の関係

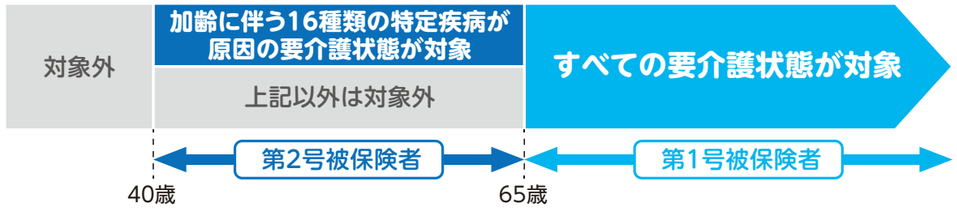

加齢に伴う16種類の特定疾病

- ●がん注
- ●初老期における認知症
- ●筋萎縮性側索硬化症
- ●脊柱管狭窄症
- ●多系統萎縮症
- ●関節リウマチ
- ●閉塞性動脈硬化症
- ●後縦靱帯骨化症
- ●脊髄小脳変性症
- ●慢性閉塞性肺疾患
- ●脳血管疾患
- ●パーキンソン病関連疾患
- ●骨折を伴う骨粗鬆症
- ●早老症
- ●糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

注 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

介護サービスは現物給付のサービスです

公的介護保険は、利用者に対して介護サービスという「現物」を給付する方式です（現物給付）。利用者は介護サービス費用の1割（または2割・3割注）と限度額をこえた費用を負担します。残りの9割（または8割・7割注）は運営している市区町村が事業者に支払います。

注 所得が一定以上の第1号被保険者の場合（例：単身、「年金収入＋その他の合計所得金額」が280万円以上は2割負担、340万円以上は3割負担）。

■認定結果と利用できるサービス

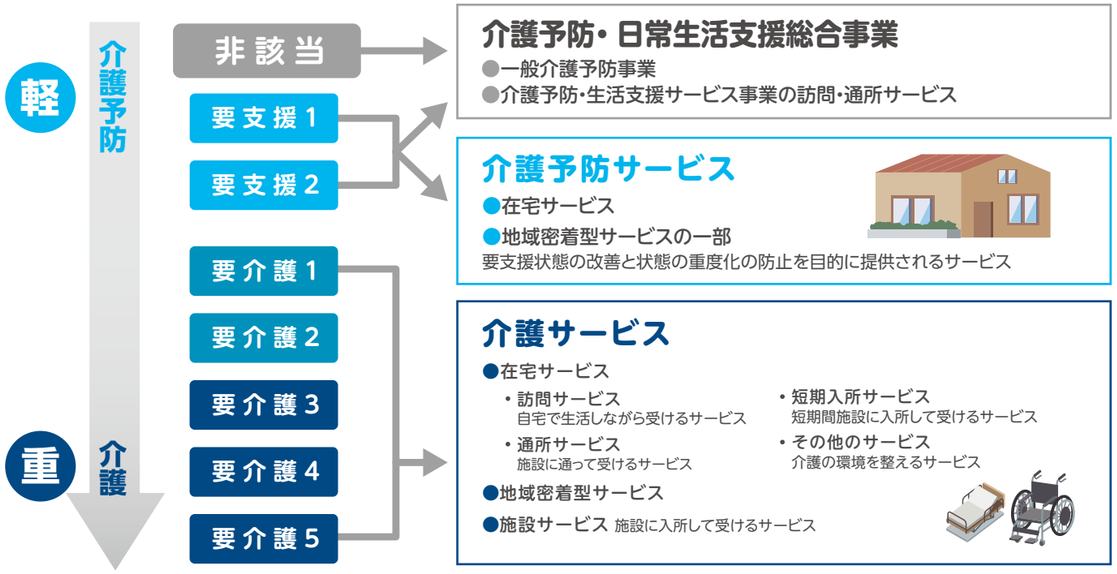

1～3割の自己負担額で利用することができます

支給限度額の範囲内であれば、1～3割の自己負担額で利用することができます。

■在宅サービス・地域密着型サービスの支給限度額と利用の目安（月額）

区分	支給限度額で利用できるサービスの目安（一部）		1か月の支給限度額	1か月の支給限度額まで利用した場合の自己負担額 1割負担の額（カッコ内は2割・3割注負担の額）	
要支援1	週2～3回のサービス	●週1回の訪問型サービス ●通所型サービス 等	50,320円	5,032円	(2割:10,064円) (3割:15,096円)
要支援2	週3～4回のサービス	●週2回の訪問型サービス ●通所型サービス ●月2回の施設への短期入所 等	105,310円	10,531円	(2割:21,062円) (3割:31,593円)
要介護1	1日1回程度のサービス	●週3回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●週2回の通所系サービス 等	167,650円	16,765円	(2割:33,530円) (3割:50,295円)
要介護2	1日1～2回程度のサービス	●週3回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●週3回の通所系サービス 等	197,050円	19,705円	(2割:39,410円) (3割:59,115円)
要介護3	1日2回程度のサービス	●週2回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●毎日1回、夜間の巡回型訪問介護 等	270,480円	27,048円	(2割:54,096円) (3割:81,144円)
要介護4	1日2～3回程度のサービス	●週6回の訪問介護 ●週2回の訪問看護 ●毎日1回、夜間対応型訪問介護 等	309,380円	30,938円	(2割:61,876円) (3割:92,814円)
要介護5	1日3～4回程度のサービス	●週5回の訪問介護 ●週2回の訪問看護 ●毎日2回（早朝・夜間）の夜間対応型訪問介護 等	362,170円	36,217円	(2割: 72,434円) (3割:108,651円)

（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとに三井住友海上あいおい生命作成
注 所得が一定以上の第1号被保険者の場合（例：単身、「年金収入＋その他の合計所得金額」が280万円以上は2割負担、340万円以上は3割負担）。
※ 1か月の支給限度額は、標準的な地域の例です。
※ 利用できるサービスの内容等は各市区町村によって異なります。
※ 所得によって、1か月の支給限度額に対する自己負担額が軽減される場合があります。

高額介護サービス費について	1か月に利用したサービスの利用額のうち、自己負担額が個人または世帯で、所得に応じて定められた上限額（15,000～140,100円）をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。
高額医療合算介護サービス費について	世帯内で同一の公的医療保険に加入している方で、公的医療保険と公的介護保険の両方の自己負担額（高額療養費および高額介護サービス費の給付を受けることができる場合には、その額を除く。）を合算し、一定の限度額をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。

支給限度額をこえたサービスを受ける場合には全額自己負担となります

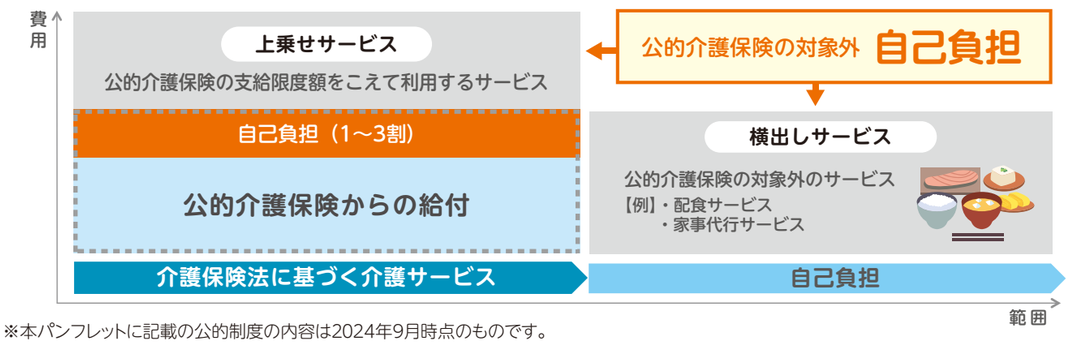

※本パンフレットに記載の公的制度の内容は2024年9月時点のものです。

新保険料払込免除特約

悪性新生物（ガン）注1と診断確定されたとき、**心疾患注2・脳血管疾患で入院**されたとき、保障はそのままで以後の**保険料のお払込みは不要**になります。

入院日数・手術の有無は問いません

●悪性新生物（ガン）と診断確定
●心疾患・脳血管疾患で入院

保険料のお払込み

以後の保険料のお払込みは
不要になりますが、**保障は継続**します。

▲ご契約

新保険料払込免除特約の払込免除事由となる疾病の範囲

例

悪性新生物（ガン）注1	●胃ガン　●乳ガン　●肺ガン　●子宮ガン　●白血病　等
心疾患注2	●急性心筋梗塞　●慢性リウマチ性心疾患　●慢性虚血性心疾患 ●心筋症　●不整脈　●心不全　●狭心症　●肺循環疾患　等
脳血管疾患	●脳卒中（脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血）　●脳動脈瘤 ●高血圧性脳症　●一過性脳虚血発作　等

注1 責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）にかかったと医師によって診断確定されたとき。上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

※新保険料払込免除特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

⚠ 責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、保険料の払込免除事由に該当した場合には、保険料の払込免除ができません。

すこやかな未来を保険でつくる。
人生100年時代の新しいカタチ

MSA ケア

～一人でも多くのお客さまの「笑顔で長生き」を応援するために～
今の時代に寄り添った保障と先進的なヘルスケアサービス「MSAケア」を組み合わせて、
皆さまのすこやかな未来づくりをサポートします。

MSAケアとは?
病気の予防・早期発見から健康に関するご相談、重症化・再発予防など、健康をトータルでサポートすることを目指す三井住友海上あいおい生命のヘルスケアサービスの総称です。

MSAケアの最新のラインアップはこちら
https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/

※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
※サービスの内容は2025年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命オフィシャルホームページからご確認いただけます。
※お客さまに親しみをもってご利用いただくため、(M)三井(S)住友海上(A)あいおい生命の略称を用い、サービスのブランド名を「MSAケア」としました。

「保障の開始」と「年金・給付金等のお支払い」について　、ご注意いただきたいこと

保障の開始（責任開始期）について

三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、告知の時、またはご契約のお申込みを受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
なお、ご契約内容によっては、ご契約後、一定期間を経過した後に保障が開始するものもあります。

年金・給付金等のお支払いについて

年金・給付金等は、**責任開始期以後に発生した病気やケガ**を原因として、**お支払事由に該当した場合**にお支払いします。
したがって、ご契約いただいた方であっても、**責任開始期前に発生した病気やケガ**を原因として、お支払事由に該当した場合には**年金・給付金等はお支払いできません**。

お申込みにあたってご注意いただきたいこと

三井住友海上あいおい生命所定の告知事項がすべて「いいえ」の場合、お申込みいただけますが、責任開始期前に発生していた病気やケガがある場合、次のようになります。

⚠ お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引受けできない場合があります。

告知の対象となる病気やケガ注 → ✕ お申込みいただけません。

注「告知の対象となる病気やケガ」については&LIFE 介護保険Cセレクトの専用告知書にてご確認ください。

告知の対象とならない病気やケガ → ○ お申込みいただけます。

ご契約いただいた方であっても、責任開始期前に発生した病気やケガにより、お支払事由に該当した場合には、年金・給付金等はお支払いできません。

お支払いできる場合、お支払いできない場合の詳細は P.20

※ただし、責任開始期前に、原因となった病気やケガについて医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないときはお支払いできる場合があります（その原因となった病気やケガによる症状について、認識・自覚していた場合を除く）。

⚠ お申込みに際しては、&LIFE 介護保険Cセレクトの専用告知書を必ずご確認ください。

お支払いできる場合／お支払いできない場合の代表的な事例

事例1 要介護1一時金・要介護1年金をお支払いできる場合／お支払いできない場合

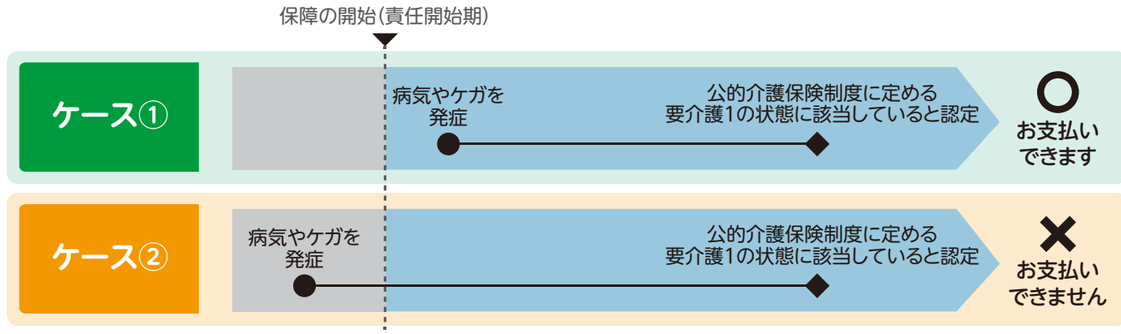

ケース②について：たとえば、**告知日前に糖尿病を発症し、インスリン治療を行っておらず、合併症がない場合**、三井住友海上あいおい生命所定の告知事項に該当しないため、ご契約いただける場合がありますが、その糖尿病を直接の原因として、お支払事由に該当した場合には、**お支払いできません。**

事例2 認知症診断一時金をお支払いできる場合／お支払いできない場合

※認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）は責任開始期日からその日を含めて180日を経過した日の翌日（181日目）からとなります。詳しくは、P.21（Q1）をご覧ください。

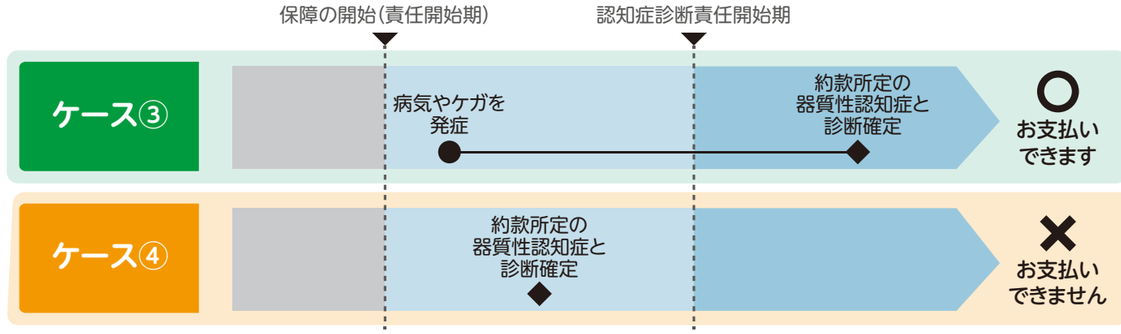

ケース④について：認知症診断一時金は、認知症診断責任開始期から保険契約上の責任を負うものです。したがって、認知症診断責任開始期前に約款所定の器質性認知症と診断確定された場合には、**お支払いできません**（この場合、ご契約は無効となります）。

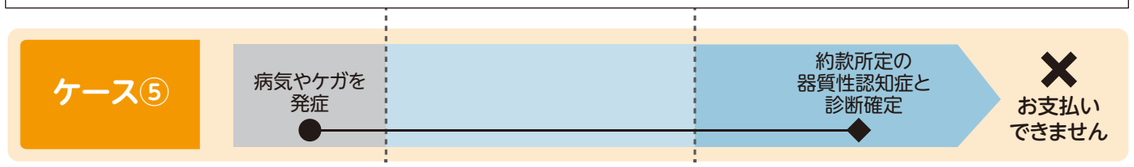

ケース⑤について：責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、認知症診断責任開始期以後に約款所定の器質性認知症と診断確定された場合には、**お支払いできません**（この場合、ご契約は無効となります）。

※実際のご契約でのお取扱いに関しては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q1 器質性認知症に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）について教えてほしい。

A 認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始（認知症診断責任開始期）は責任開始日注からその日を含めて180日を経過した日の翌日（181日目）からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

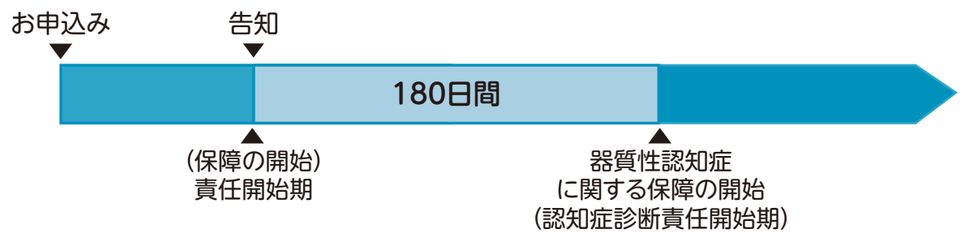

【対象となる主契約】 ●認知症診断一時金型

Q2 「終身払」と「有期払」の違いは？

A 保険料払込期間（終身払と有期払）の違いは、以下のとおりです。

▶終身払：保険料を終身にわたってお払込みいただきます。毎回の保険料負担を抑えたい方におすすめです。
有期払：一定期間で保険料の払込みが満了します。一定期間のうちに一生分の保険料を払い終えたい方におすすめです。

一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。
ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

Q3 保険料をまとめて払い込むことはできますか？

**A 3年分以上の年払保険料をまとめてお払込みいただけます。
ご契約時に保険料払込期間すべてにわたってまとめてお払込みいただく方法と、保険料払込期間のうち、一定期間分を前もってお払込みいただく方法があります。**

全期前納	保険料払込期間満了まで毎年お払込みいただく保険料を、ご契約時にまとめてお払込みいただく方法。
一部前納	保険料払込期間のうち一定期間分の保険料を、ご契約時にまとめてお払込みいただく方法。

▶お払込みいただく保険料（前納保険料）は、三井住友海上あいおい生命所定の利率で割り引きます。（契約日・前納期間・お払込日等により割引率等の条件は異なります）

▶前納保険料は三井住友海上あいおい生命所定の利率で積み立てられ、毎年の契約応当日にその年の保険料に充当します。

▶ご契約が途中で消滅等（死亡・解約等）した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。

▶前納保険料は原則、お申込時にお払込みいただきます。お払込みが責任開始日（三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時）の翌日起算で15日を超える場合、前納の取扱いはできません。

Q4 税務の取扱いはどうなりますか？

A 主な税務のお取扱いについてご案内します。

保険料について	▶お払込みいただいた保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。（所得税法第76条） 生命保険料控除の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「税法上のお取扱いについて」によりご確認ください。
年金・給付金等について	▶被保険者が受取人となる年金・給付金等は非課税扱いになります。（所得税基本通達9-20、9-21） ▶死亡時返戻金の受取時の課税については、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税、贈与税が適用されます。

⚠ 上記、税務上のお取扱いについては、2024年9月施行中の税制によります。
今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、年金・給付金等にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

保険料表
男性

&LIFE 介護保険Cセレクト

新保険料払込免除特約 あり

■保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)　■保険期間・保険料払込期間:終身

(単位:円)

ご契約年齢(歳)	介護一時金Ⅰ型	介護一時金Ⅱ型	介護年金Ⅰ型	介護年金Ⅱ型	認知症診断一時金型
	要介護1一時金額300万円	要介護2一時金額300万円	要介護1年金額60万円	要介護2年金額60万円	認知症診断一時金額300万円
15	2,130	1,860	4,242	3,318	
16	2,160	1,890	4,284	3,348	
17	2,190	1,920	4,332	3,378	
18	2,250	1,950	4,392	3,414	
19	2,280	1,980	4,446	3,462	
20	2,370	2,040	4,506	3,504	2,220
21	2,400	2,070	4,572	3,552	2,250
22	2,460	2,130	4,638	3,600	2,340
23	2,520	2,160	4,710	3,660	2,400
24	2,580	2,220	4,794	3,714	2,430
25	2,640	2,280	4,878	3,768	2,490
26	2,700	2,340	4,962	3,834	2,550
27	2,790	2,400	5,058	3,906	2,610
28	2,850	2,460	5,166	3,984	2,670
29	2,940	2,550	5,268	4,062	2,760
30	2,970	2,610	5,388	4,140	2,820
31	3,060	2,700	5,514	4,230	2,910
32	3,180	2,760	5,652	4,326	2,970
33	3,300	2,850	5,784	4,434	3,060
34	3,420	2,940	5,940	4,542	3,150
35	3,540	3,000	6,108	4,656	3,270
36	3,660	3,120	6,282	4,782	3,390
37	3,780	3,270	6,474	4,926	3,510
38	3,930	3,390	6,672	5,058	3,630
39	4,080	3,510	6,888	5,214	3,750
40	4,290	3,630	7,116	5,382	3,900
41	4,440	3,780	7,368	5,562	4,050
42	4,650	3,930	7,638	5,748	4,260
43	4,830	4,110	7,926	5,952	4,440
44	5,010	4,320	8,226	6,162	4,620
45	5,280	4,500	8,550	6,408	4,830
46	5,520	4,710	8,904	6,648	5,010
47	5,790	4,920	9,276	6,906	5,280
48	6,090	5,160	9,672	7,200	5,520
49	6,390	5,400	10,104	7,500	5,790
50	6,720	5,670	10,554	7,812	6,090

ご契約年齢(歳)	介護一時金Ⅰ型	介護一時金Ⅱ型	介護年金Ⅰ型	介護年金Ⅱ型	認知症診断一時金型
	要介護1一時金額300万円	要介護2一時金額300万円	要介護1年金額60万円	要介護2年金額60万円	認知症診断一時金額300万円
51	7,080	5,970	11,040	8,148	6,390
52	7,440	6,300	11,550	8,508	6,720
53	7,830	6,600	12,090	8,892	7,050
54	8,280	6,960	12,684	9,294	7,440
55	8,730	7,320	13,302	9,732	7,830
56	9,210	7,710	13,974	10,194	8,280
57	9,750	8,160	14,676	10,692	8,730
58	10,290	8,610	15,420	11,214	9,210
59	10,890	9,090	16,218	11,760	9,780
60	11,520	9,600	17,046	12,336	10,320
61	12,360	10,320	18,168	13,116	11,040
62	13,260	11,040	19,374	13,956	11,880
63	14,280	11,880	20,682	14,868	12,750
64	15,390	12,780	22,122	15,876	13,710
65	16,620	13,800	23,718	16,992	14,790
66	18,000	14,910	25,512	18,258	16,020
67	19,590	16,230	27,540	19,674	17,400
68	21,390	17,700	29,826	21,300	18,990
69	23,430	19,380	32,418	23,130	20,760
70	25,800	21,300	35,346	25,212	22,860
71	28,470	23,490	38,652	27,564	25,200
72	31,470	25,980	42,354	30,198	27,930
73	34,860	28,770	46,434	33,132	30,960
74	38,610	31,860	50,892	36,324	34,350
75	42,720	35,220	55,662	39,744	38,040
76	47,160	38,850	60,696	43,356	42,030
77	51,930	42,750	65,970	47,136	46,290
78	57,000	46,890	71,430	51,060	50,820
79	62,400	51,300	77,088	55,134	55,650
80	68,190	56,040	82,914	59,346	60,750
81	72,960	59,910	87,234	62,502	64,860
82	77,820	63,870	91,398	65,598	69,030
83	82,770	67,920	95,358	68,568	73,170
84	87,750	71,970	99,006	71,328	77,190
85	92,730	75,930	102,258	73,788	81,120

新保険料払込免除特約 なし

(単位:円)

ご契約年齢(歳)	介護一時金Ⅰ型	介護一時金Ⅱ型	介護年金Ⅰ型	介護年金Ⅱ型	認知症診断一時金型
	要介護1一時金額300万円	要介護2一時金額300万円	要介護1年金額60万円	要介護2年金額60万円	認知症診断一時金額300万円
15	1,740	1,530	3,582	2,814	
16	1,740	1,530	3,600	2,832	
17	1,770	1,560	3,636	2,850	
18	1,800	1,590	3,660	2,874	
19	1,830	1,590	3,690	2,892	
20	1,860	1,620	3,720	2,916	1,770
21	1,890	1,650	3,750	2,940	1,800
22	1,920	1,680	3,786	2,958	1,830
23	1,950	1,710	3,834	2,988	1,860
24	1,980	1,740	3,876	3,018	1,890
25	2,010	1,770	3,918	3,054	1,920
26	2,070	1,800	3,966	3,090	1,950
27	2,100	1,830	4,026	3,126	1,980
28	2,130	1,860	4,080	3,162	2,010
29	2,190	1,890	4,140	3,204	2,040
30	2,250	1,950	4,206	3,252	2,100
31	2,280	1,980	4,272	3,300	2,130
32	2,370	2,040	4,344	3,348	2,190
33	2,430	2,070	4,428	3,396	2,220
34	2,490	2,130	4,512	3,462	2,280
35	2,550	2,190	4,602	3,522	2,370
36	2,640	2,250	4,698	3,588	2,430
37	2,700	2,340	4,806	3,666	2,490
38	2,790	2,400	4,920	3,738	2,550
39	2,880	2,460	5,028	3,822	2,640
40	2,970	2,550	5,160	3,906	2,700
41	3,030	2,610	5,298	4,002	2,790
42	3,150	2,700	5,436	4,098	2,880
43	3,270	2,790	5,598	4,206	2,970
44	3,390	2,880	5,760	4,314	3,060
45	3,510	2,970	5,940	4,440	3,150
46	3,660	3,060	6,132	4,572	3,300
47	3,810	3,180	6,336	4,704	3,420
48	3,960	3,330	6,552	4,854	3,540
49	4,110	3,480	6,792	5,010	3,690
50	4,320	3,600	7,038	5,184	3,840

ご契約年齢(歳)	介護一時金Ⅰ型	介護一時金Ⅱ型	介護年金Ⅰ型	介護年金Ⅱ型	認知症診断一時金型
	要介護1一時金額300万円	要介護2一時金額300万円	要介護1年金額60万円	要介護2年金額60万円	認知症診断一時金額300万円
51	4,530	3,780	7,314	5,364	4,020
52	4,740	3,930	7,602	5,562	4,230
53	4,920	4,110	7,908	5,760	4,410
54	5,190	4,320	8,238	5,988	4,620
55	5,430	4,530	8,586	6,228	4,830
56	5,700	4,740	8,976	6,480	5,040
57	6,030	4,950	9,378	6,750	5,310
58	6,360	5,250	9,816	7,044	5,580
59	6,720	5,520	10,290	7,356	5,880
60	7,080	5,820	10,794	7,692	6,240
61	7,560	6,240	11,460	8,142	6,660
62	8,130	6,660	12,186	8,634	7,140
63	8,730	7,110	12,972	9,168	7,650
64	9,360	7,620	13,836	9,744	8,220
65	10,110	8,220	14,772	10,380	8,850
66	10,890	8,880	15,786	11,070	9,510
67	11,760	9,510	16,902	11,832	10,260
68	12,750	10,290	18,126	12,660	11,070
69	13,770	11,130	19,452	13,572	12,000
70	14,910	12,060	20,880	14,550	12,990
71	16,170	13,050	22,416	15,606	14,100
72	17,550	14,130	24,072	16,752	15,330
73	19,080	15,360	25,848	17,976	16,680
74	20,700	16,680	27,756	19,296	18,150
75	22,530	18,090	29,802	20,718	19,740
76	24,480	19,620	32,004	22,242	21,510
77	26,640	21,330	34,356	23,868	23,430
78	29,010	23,190	36,852	25,608	25,560
79	31,590	25,230	39,516	27,450	27,810
80	34,410	27,450	42,318	29,400	30,300
81	36,900	29,400	44,604	31,014	32,430
82	39,570	31,470	46,920	32,646	34,650
83	42,360	33,660	49,218	34,296	36,990
84	45,210	35,940	51,450	35,910	39,360
85	48,210	38,220	53,574	37,416	41,700

◆上記以外のご契約条件での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。　◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
◆ご契約が月払(口座振替扱・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。

保険料表
女性

&LIFE 介護保険Cセレクト

新保険料払込免除特約 あり

■保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)　■保険期間・保険料払込期間:終身

(単位:円)

ご契約年齢(歳)	介護一時金Ⅰ型	介護一時金Ⅱ型	介護年金Ⅰ型	介護年金Ⅱ型	認知症診断一時金型
	要介護1一時金額300万円	要介護2一時金額300万円	要介護1年金額60万円	要介護2年金額60万円	認知症診断一時金額300万円
15	2,250	2,010	7,242	5,478	
16	2,340	2,040	7,314	5,532	
17	2,370	2,100	7,392	5,598	
18	2,430	2,130	7,476	5,670	
19	2,490	2,190	7,566	5,730	
20	2,520	2,220	7,662	5,808	2,520
21	2,580	2,280	7,764	5,892	2,580
22	2,640	2,370	7,878	5,976	2,640
23	2,730	2,400	7,992	6,072	2,700
24	2,790	2,460	8,112	6,162	2,760
25	2,850	2,550	8,250	6,270	2,850
26	2,940	2,610	8,394	6,378	2,910
27	2,970	2,670	8,544	6,504	2,970
28	3,060	2,760	8,712	6,630	3,060
29	3,150	2,820	8,886	6,768	3,150
30	3,300	2,910	9,078	6,906	3,270
31	3,390	2,970	9,282	7,068	3,360
32	3,510	3,060	9,504	7,236	3,480
33	3,600	3,180	9,738	7,416	3,570
34	3,720	3,300	9,984	7,602	3,690
35	3,870	3,420	10,242	7,800	3,840
36	3,990	3,540	10,518	8,010	3,960
37	4,140	3,660	10,812	8,226	4,110
38	4,320	3,780	11,118	8,466	4,290
39	4,470	3,930	11,436	8,706	4,440
40	4,650	4,080	11,778	8,958	4,590
41	4,800	4,260	12,138	9,240	4,770
42	4,950	4,410	12,516	9,516	4,920
43	5,190	4,560	12,912	9,816	5,130
44	5,370	4,740	13,332	10,134	5,310
45	5,580	4,920	13,776	10,464	5,520
46	5,820	5,130	14,244	10,812	5,760
47	6,090	5,310	14,748	11,178	5,970
48	6,330	5,550	15,276	11,580	6,240
49	6,600	5,760	15,846	11,994	6,510
50	6,900	6,060	16,458	12,444	6,810

ご契約年齢(歳)	介護一時金Ⅰ型	介護一時金Ⅱ型	介護年金Ⅰ型	介護年金Ⅱ型	認知症診断一時金型
	要介護1一時金額300万円	要介護2一時金額300万円	要介護1年金額60万円	要介護2年金額60万円	認知症診断一時金額300万円
51	7,200	6,330	17,136	12,936	7,110
52	7,530	6,600	17,850	13,470	7,440
53	7,950	6,900	18,636	14,034	7,800
54	8,340	7,260	19,476	14,646	8,220
55	8,760	7,620	20,370	15,300	8,640
56	9,210	8,040	21,342	15,996	9,090
57	9,690	8,430	22,374	16,746	9,570
58	10,260	8,880	23,484	17,544	10,110
59	10,830	9,360	24,666	18,390	10,710
60	11,430	9,900	25,938	19,296	11,280
61	12,270	10,560	27,672	20,538	12,120
62	13,140	11,310	29,544	21,870	12,990
63	14,130	12,150	31,566	23,322	13,980
64	15,180	13,020	33,750	24,870	15,030
65	16,410	13,980	36,120	26,556	16,230
66	17,670	15,030	38,700	28,362	17,490
67	19,080	16,170	41,520	30,348	18,870
68	20,640	17,460	44,628	32,526	20,490
69	22,410	18,900	48,090	34,956	22,260
70	24,420	20,550	51,972	37,686	24,270
71	26,700	22,380	56,328	40,752	26,610
72	29,310	24,480	61,200	44,184	29,220
73	32,250	26,820	66,570	47,976	32,190
74	35,460	29,460	72,420	52,140	35,490
75	39,060	32,340	78,738	56,646	39,150
76	42,990	35,520	85,464	61,500	43,170
77	47,310	39,000	92,604	66,714	47,550
78	52,020	42,840	100,122	72,270	52,350
79	57,180	47,040	108,018	78,174	57,510
80	62,760	51,630	116,244	84,378	63,120
81	67,590	55,530	122,424	89,136	67,860
82	72,630	59,610	128,454	93,810	72,750
83	77,880	63,900	134,208	98,316	77,790
84	83,340	68,310	139,548	102,612	82,860
85	88,830	72,900	144,282	106,614	87,960

新保険料払込免除特約 なし

(単位:円)

ご契約年齢(歳)	介護一時金Ⅰ型	介護一時金Ⅱ型	介護年金Ⅰ型	介護年金Ⅱ型	認知症診断一時金型
	要介護1一時金額300万円	要介護2一時金額300万円	要介護1年金額60万円	要介護2年金額60万円	認知症診断一時金額300万円
15	1,800	1,590	6,036	4,554	
16	1,830	1,620	6,072	4,578	
17	1,860	1,650	6,102	4,608	
18	1,890	1,650	6,138	4,638	
19	1,920	1,680	6,180	4,668	
20	1,950	1,710	6,228	4,704	1,920
21	1,980	1,740	6,282	4,752	1,950
22	2,010	1,770	6,336	4,794	1,980
23	2,040	1,800	6,402	4,836	2,010
24	2,100	1,830	6,462	4,890	2,070
25	2,130	1,890	6,528	4,938	2,100
26	2,160	1,920	6,606	4,998	2,130
27	2,220	1,950	6,690	5,058	2,190
28	2,280	2,010	6,780	5,130	2,220
29	2,340	2,040	6,876	5,202	2,280
30	2,400	2,100	6,978	5,286	2,370
31	2,460	2,130	7,086	5,358	2,430
32	2,550	2,190	7,212	5,448	2,490
33	2,610	2,250	7,338	5,550	2,550
34	2,670	2,340	7,476	5,658	2,610
35	2,760	2,400	7,632	5,760	2,700
36	2,820	2,490	7,788	5,880	2,760
37	2,910	2,550	7,962	6,006	2,850
38	2,970	2,640	8,148	6,138	2,940
39	3,090	2,700	8,346	6,288	3,000
40	3,180	2,790	8,562	6,450	3,120
41	3,330	2,880	8,796	6,618	3,210
42	3,450	2,970	9,042	6,798	3,360
43	3,570	3,060	9,306	6,990	3,480
44	3,720	3,180	9,600	7,200	3,600
45	3,840	3,330	9,906	7,416	3,750
46	4,020	3,450	10,230	7,656	3,900
47	4,200	3,600	10,590	7,908	4,050
48	4,380	3,750	10,968	8,178	4,260
49	4,560	3,900	11,388	8,472	4,440
50	4,770	4,080	11,826	8,784	4,650

ご契約年齢(歳)	介護一時金Ⅰ型	介護一時金Ⅱ型	介護年金Ⅰ型	介護年金Ⅱ型	認知症診断一時金型
	要介護1一時金額300万円	要介護2一時金額300万円	要介護1年金額60万円	要介護2年金額60万円	認知症診断一時金額300万円
51	4,950	4,290	12,300	9,120	4,860
52	5,220	4,470	12,810	9,486	5,100
53	5,490	4,680	13,368	9,870	5,340
54	5,760	4,920	13,962	10,290	5,610
55	6,090	5,160	14,604	10,734	5,880
56	6,390	5,430	15,294	11,214	6,240
57	6,750	5,700	16,032	11,718	6,570
58	7,110	6,030	16,830	12,276	6,900
59	7,530	6,360	17,694	12,870	7,320
60	7,980	6,690	18,624	13,506	7,740
61	8,550	7,170	19,848	14,352	8,340
62	9,180	7,650	21,174	15,264	8,970
63	9,900	8,220	22,632	16,260	9,630
64	10,680	8,850	24,216	17,340	10,410
65	11,460	9,480	25,938	18,510	11,220
66	12,390	10,230	27,822	19,788	12,150
67	13,440	11,010	29,892	21,174	13,170
68	14,580	11,910	32,142	22,698	14,310
69	15,810	12,870	34,602	24,348	15,570
70	17,190	13,950	37,266	26,142	16,920
71	18,690	15,090	40,170	28,098	18,480
72	20,370	16,410	43,314	30,204	20,190
73	22,230	17,820	46,716	32,508	22,080
74	24,270	19,410	50,388	34,998	24,150
75	26,550	21,150	54,354	37,722	26,490
76	29,040	23,100	58,620	40,692	29,010
77	31,830	25,260	63,210	43,920	31,860
78	34,920	27,720	68,100	47,430	35,010
79	38,310	30,420	73,302	51,204	38,430
80	42,060	33,360	78,774	55,212	42,180
81	45,480	36,060	83,262	58,572	45,540
82	49,140	38,940	87,738	61,956	49,080
83	53,010	42,030	92,124	65,298	52,740
84	57,060	45,270	96,300	68,580	56,550
85	61,200	48,660	100,110	71,736	60,420

◆上記以外のご契約条件での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。　◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
◆ご契約が月払(口座振替扱・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。